

平成27年度 第1回平塚市下水道運営審議会 会議報告

1 日 時 平成27年8月6日(木)午後1時00分から午後3時20分

2 場 所 平塚市役所本館6階 619会議室

3 出席者

(1) 平塚市下水道運営審議会委員

黒部委員、山原委員、西田委員、矢板委員、櫻田委員、大伴委員、山口委員、雨宮委員
神保委員、秋山委員

(2) 事務局

土木部長、下水道経営課長、土木総務課長、下水道整備課長ほか

4 傍聴者 0人

5 内容

- 平塚市下水道運営審議会委員 委嘱式 -

土木部長の司会で進行し、下水道運営審議会の趣旨及び委員の任期を説明した。

(1) 委嘱状の交付

市長から、新委員11人(うち1人欠席)に委嘱状を交付した。

(2) 市長挨拶

委員を快諾していただいたことへのお礼を述べたあと、下水道運営審議会は、平塚市下水道条例に基づき、本市の下水道の運営及び管理に関する施策を計画的に遂行するために委員をお願いするものであること、現在、下水道事業については、局所的な大雨に対しては浸水対策を進めており、また、将来にわたる安定的な下水道事業の運営には、経営状況と財政状況の明確化が求められていることから地方公営企業法一部適用の取り組みを進めていること等を説明した。(市長退席)

(3) 会長・会長代理の選出

各委員による自己紹介及び事務局の自己紹介の後、会長の選出については、下水道条例第15条第1項により、委員の互選となることを説明した。そして、選出について諮ったところ、委員から、委員の中で審議会経験者である自治会推薦の秋山委員を推薦する旨の発言があり、他の委員からも異議がなく、秋山委員を会長に選出した。

続いて、秋山会長が下水道条例第15条第3項の規定に基づき、会長代理に菊田委員を指名した。

配付資料の確認を行った後、会長に審議会の開催をお願いした。

第1回平塚市下水道運営審議会

会 長 ただいまから平成27年度第1回平塚市下水道運営審議会を開催します。本日は過半数の委員の出席があり、平塚市下水道運営審議会規則第4条第1項の定足数に達しておりますので本審議会は成立することになります。

なお、平塚市情報公開条例に基づき、本審議会は公開となります。(傍聴者なし)

では、さっそく会議に入ります。議題(1)「公共下水道事業の概要」について、事務局

から説明願います。

議題（１）公共下水道事業の概要について

（ア）下水道の整備

（イ）家庭でできる浸水対策

（ウ）受益者負担金（分担金）・使用料

事務局 下水道整備課から、資料「（１）公共下水道事業の概要について（ア）下水道の整備」に沿って、下水道経営課から資料「同（イ）家庭でできる浸水対策」「同（ウ）受益者負担金（分担金）・使用料」に沿って説明をした。

会長 何か御質問・御意見があればお願いします。

委員 ９７．３９パーセントというのは、近隣市例えば厚木や伊勢原等と比べて、普及率はどうかというの一点。あと、２．４パーセント足らずの部分は、整備が難しいのか、もうできないということなのかについてお願いします。

事務局 人口普及率ですが、９７．４パーセントというのは近隣市と比べてもかなり高い数字になっています。また、現在の市街化調整区域の公共下水道事業ということで、汚水の整備を進めており、厳しい部分はありますが、引き続き進めて行きたいと思います。

委員 ２．４パーセントについては、今後努力しながら実施していく方向だという理解でよろしいですね。

事務局 はい。

委員 それと、９７．４パーセントの近隣との比較について、これは難しいと思うのですよ。条件的に山間地があったりするので、単純な比較はできないにしても、一般的に普及率が１００パーセントだとか７０パーセントだとか、こういう数字は各行政で把握できていると思うのですが、それは把握していないということですか。

事務局 この場に資料を御用意していないためすぐにお答えできないのですが、把握していないということではありません。

委員 ９８パーセント近くというのは非常に高いということは理解できます。

事務局 今、資料を持ってきますが、「神奈川県下水道」という資料に各市町の公共下水道の普及率が全て出ていますので、それを見れば一目瞭然にどこの市町が何パーセントということが分かります。その中でも平塚市は昭和３９年という様に、早めに下水道事業をスタートしているので、率的に大分高くなっています。また、先ほどの普及率９７．３９パーセントというのは、ベースが平塚市の総人口で割っていますが、公共下水道とか農業集落排水施設とか合併処理浄化槽とかそれぞれ排水は分かれていますので、公共下水道だけでいうと９８．１パーセントが最大になる訳です。今の９７．３９パーセントが９８．１パーセントになれば実質１００パーセント公共下水道は整備できたということになります。全人口で割ると最大は９８．１パーセントまでしかいかない訳です。その中で調整区域の中で部分部分になっている所をこれから進めて行くので、少しずつ上がっていきませんが、地形的な問題や個人的な問題で接続したくてもできないという方もいるので、そこは保留で、今後そこを１００に持っていくのは難しいというところが少しあります。ただ、ほぼ９８．１パーセント近くにはなります。

委員 それともう一点、受益者負担金・使用料は、新たにかけるのか、それとも今後新築をしたような方に対してこういう基準でやりますよということなのか、その辺を説明頂きたい。

事務局 第1期から第6期までという御説明をさせて頂きましたが、昭和40年代が第1期、それから地区を広げることにより第2期、第3期という形でこれまで進めてきた結果になります。今現状で一番新しいものとして第5期と第6期という形が市街化調整区域、市街化区域、それぞれにあります。もう全て終わっている御家庭というのもたくさんございます。ただ、終わっていないエリアもありますので、今まで頂いてきた方もこういう考え方でやってきていますし、これから頂かなくてはならない家庭に関してもこの考え方に則って今後進めさせていただきますというものです。

委員 再度、これが発生するというものではなくて、今後5期6期でされる方がこの基準に当てはまるという理解でよろしいですか。

事務局 そうです。一度きりで終わりになります。終わっていない方が今後ということになります。

委員 ありがとうございます。

委員 日頃からの対策の箇所、雨水浸透ますの所の清掃を行うとあるのですが、普通にできるものですか。

事務局 個人でも、まずには鍵はついていませんので、簡単に蓋が開くものです。中に碎石が入っており、どうしても砂等で目がつぶれて浸透しづらくなるので、ふたを開けてもらって砂などを取り除いてもらえれば浸透しやすくなります。また、落ち葉なども詰まったりするので、一度取り除いてもらい、砂利だけ戻してもらえればと思います。そういうことだけでも効果があります。

委員 普通の家庭でできるものだとは思っていなかったのですが、これまでやってきませんでした。これをやるのが有効であれば、もっと宣伝したほうがいいのではないかと思います。

事務局 先ほどありました人口普及率の近隣市との比較につきまして、昨年版になりますが、今、資料が届きましたので御報告します。厚木市は89.3パーセント、茅ヶ崎市は95.4パーセント、平塚市が県内でも進んでいる方というのは、こういった所からきています。

委員 公共下水道事業の中で、合流改善についてというのがありますが、平成25年度末までの改善を国から義務付けられたということで、貯留管等を設置しているということですが、合流改善事業の完了後3年以内に評価となっていますが、今現在で具体的には何が残っていますか。

もう一つは、貯留管を設置したことによって、未処理水を一時貯留させたとありますが、効果を実証・検証していますか。

事務局 合流改善事業のことですが、今年度、実証実験をBOD汚濁負荷量等、川に流れている水質を検査しながら、そのデータを来年度の審議会に提出したいと思っております。

また、一点目の質問ですが、合流改善事業はもうすでに完了しており、現在残っているものはありません。

委員 今後実証していくということですね。

事務局 はい。

会長 他に無ければ、続きまして、議題(2)「公共下水道使用料」について事務局より説明願

います。

議題（２）公共下水道使用料について

事務局 下水道経営課から、資料「（２）公共下水道使用料について」に沿って説明した。

会長 何か御質問があればお願いします。

委員 資料の「５ 平成２６年度決算に基づく検証結果」の表ですが、年間の有収水量は出ていますが、汚水の処理水量はどこかにあるのですか。

事務局 汚水の処理水量と年間の有収水量がイコールになります。

委員 これだけが汚水の処理をしているわけですね。

事務局 料金がかかる分という意味ではイコールになります。

委員 単純な疑問ですが、下水道の使用料について、真夏の暑いときに、一般家庭、特に土地付きの家だと結構水撒きをします。その水撒きを含めて、上水道では上水道のメーターを通ったものが有収水量になっていますが、例えば、実際には自分の家を持っている人は水は使っているが下水道には流さないから下水道の料金を安く、アパート等では水撒きは比較的少ないので実際の下水の処理単価になるというように、特に夏場の水の使い方によっては多少の変化があってもいいのかなと単純に思います。料金の徴収方法についてですが。

考えとしては上水道イコール下水道というのが一番簡単ですが、払う側からすると若干問題があるのかなと思います。

事務局 考え方の一つにはなると思いますが、主に水撒きをされる散水栓というかたちで別に引いていられるような方ですと、そこは料金が発生していません。

委員 一般家庭では散水栓というのはあまり無いですよ。

事務局 一般家庭の場合だと、量の問題ですが、ある程度は撒かれるものも含めるということもありますが、おおまかに水１トンあたりの使用料が約１００円弱で、そこまで撒かれる方はいないのではないかとということも含めて、上水道使用量を排水量という形で使っています。

委員 １トン当たりで１００円弱なのですね。分かりました。

委員 今の部分の私費・使用料の部分は分かりましたが、雨水に係る公費は租税で賄っていますよとなっていますが、ざっくり言ってこの辺はどれくらいになりますか。分離するのは難しいとは思いますが。

事務局 全てという訳ではありませんが、使用料の収入を先程の表で見て頂くと、約３６億円弱位あります。雨水だけとは区切れませんが、残りの部分のところというとその倍くらいが公費でかかる年間で下水道として頂いているお金というのがありまして、２６年度だと３９億７千万円ほどありました。それが全部ではないですが大半の部分を雨水の部分としています。

委員 現実的に、雨水の部分はこうですよ、汚水の部分はこうですよというのは分からないのではないですか。

事務局 積み上げでは全部出ますが、この場に資料をお持ちしていないので、概要の説明になります。

事務局 雨水と汚水については、建設するとき、雨水管と汚水管、これではっきりと金額が分

かっており、建設する際には借金で作って30年で返そうという計画になっています。そのうち、市の公費、税金の部分を雨水の借金に充てています。もう一つ汚水の維持管理に費用がかかるので、こちらに下水道の使用料を充てています。ここははっきり汚水に使うのと雨水に使うのを分けて計算しています。

委員 要は、汚水に係る私費いわゆる使用料が賄えていればいいということですね。

事務局 そうです。汚水の維持管理費にかかる部分が使用料で賄えていれば問題ありません。

委員 これが100に近いということですね。分かりました。

会長 他に無ければ、続きまして、議題(3)「下水道事業地方公営企業法適用」について事務局より説明願います。

議題(3) 下水道事業地方公営企業法適用について

事務局 下水道経営課から、資料「(3)平塚市下水道事業地方公営企業法適用基本方針の策定について」に沿って説明した。

会長 何か御質問があればお願いします。

委員 市民には変わるような点はないと思いますが、市役所の中では具体的に何か変わることはあるのですか。

事務局 会計の考え方が変わってきます。今役所でやっているのは、単式簿記という単一年度の実際のお金の入りと出だけで管理しているものですが、これを一般の企業と同様に複式簿記で行うことによって、財務諸表と呼ばれる資料が作りやすくなります。こちらを基にして様々な判断や市民への情報の公開をしやすくすることが一番の目的となります。

委員 要するに、下水道株式会社という独立採算制で適正な会計で運用ができるという、非常にいい方向性に向かっているという理解でよろしいですね。

事務局 そうですね、ありがとうございます。

委員 その他の件でお伺いしたいのですが、川崎市では畜産排水である汚水を公共下水道に流してもいいというような条例があるみたいですが。仮に平塚市として酪農家だとか養豚家だとか、下水道に流したいというようになった場合には、許可されますか。

事務局 ものによっても違いますが、希釈して薄めてから流してくださいということは認めています。

委員 BODだと60以内でないとダメだとか。

事務局 規定値まですぐには分かりませんが、確か10倍位に希釈というようになっていたかと思えます。

委員 普通BODは30位ですか。BOD20~30位ですか。

事務局 処理して流すのは20でOKですが、神奈川県処理場で処理していますが、その処理場の処理量ももっとずっと下回っており、大磯で10くらいしか出ないはずですが。基準値の半分よりもきれいな水にして川に放流しています。

委員 そうすると、畜産排水は30ならOKですか、それとも、もっと希釈するのですか。

事務局 牛とか豚によってそれぞれ違い、それぞれでどれくらいの量出すというのが計算上出まして、その出た量を、真水で10倍薄めて下水道に放流するという基準になっています。その都度その都度でBOD・CODを図れないので、最低限、出た量を真水で10倍薄めた

薄い水として公共下水道の管路に排水するよという決め事を作っていますので、それを基に流している方が多くいらっしゃいます。

委員 では、平塚市としては基準を満たせば畜産排水は流してもいいですよという理解でよろしいですね。

事務局 そうです。

委員 分かりました。

委員 それは料金がかからないで流せるのですか。

事務局 10倍の料金がかかります。希釈のための10倍分の水道の使用料として払うことになります。

委員 分かりました。

委員 そうなると、汲み上げた水で増量するのか、上水道で薄めるのかでかなり違うでしょうね。その辺の制限は。

事務局 地下水を汲み上げて薄めるとなると、先ほどの井戸水みたいな話ですよ、最終的には流量計をつけていただくことになります。要は、地下水を汲み上げるとなると水量が分からないので、それはちゃんと放流口の手前に地下水を何トン流したというのが分かる計りを付けて、最終的にはそれを基にお支払いいただくことになります。

委員 それを設置するようにするのですね。分かりました。

事務局 基本的には水道の方がほとんどですが。

委員 水道だと大変ですね。

事務局 それでも、自分の所でそういう下水を処理する施設を作ることと比べれば、それでもそちらの方がお得というか採算ベースが合うということをつないでいらっしゃる方もおっしゃっていました。

会長 他に無ければこれで下水道運営審議会を終了します。

以上、会議報告の内容について、相違無いことを確認しました。

平成27年(2015年) 月 日

平塚市下水道運営審議会 会長